

令和3年5月26日

特定技能外国人受入事業実施法人への加入を検討されている企業の皆様へ

一般社団法人東京建設業協会

現在、特定技能外国人の受入れを目的に、当協会への入会についてお問い合わせいただくケースが増えております。

特定技能外国人の受入を実施する建設企業は、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）への直接加入、またはJACの正会員である建設業者団体及び傘下団体（当協会も含む）への加入が必要となります。

当協会の入会条件の一つとして、

①東京都内に本店・支店などの常設的な営業所を設けていること

②特定建設業許可（土木一式または建築一式）を受けていること

が必要となりますので、お問合せいただく前に、以上の条件を満たしているか、今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

以 上